

## 皆さんの声をお聞かせください！ 寄居町愛のりタクシー町外便実証運行

町では、町内を運行区域としたデマンド型乗合タクシー「愛のりタクシー」事業を実施しています。このたび「愛のりタクシー」の利便性向上のため、町外の病院を行き来する専用便の実証運行を実施することとしました。つきましては、運行計画に対する皆さんのご意見を募集します。

### 意見の提出方法について

#### ▶意見募集期間、資料閲覧期間

5月13日(月)～6月12日(水) ※開庁日のみ

▶資料の公表(閲覧場所)／都市計画課および町公式ホームページで公表します。

▶窓口での閲覧時間／午前8時30分～午後5時15分

▶意見の提出方法／意見提出用紙は、都市計画課のほか町公式ホームページで取得できます。案件名、住所、氏名(会社名)、連絡先等を明記のうえ、郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかの方法で都市計画課へ提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。Eメールの件名は「寄居町愛のりタクシーの町外運行(案)についての意見」としてください。

#### ▶注意事項

- 意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事業所を有する個人・法人・その他の団体および本運行案の利害関係者に限ります。
- 電話や窓口での口頭による意見はお受けできません。
- 意見への個別回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられた意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日、町公式ホームページで公表します。

#### ▶提出先・問い合わせ

都市計画課  
〒369-1292 住所記載不要 ☎581・2121(内線241)  
☎581・1173  
✉toshikei@town.yorii.saitama.jp

※この意見募集は「道路運送法」第9条第5項に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定に係る意見聴取を兼ねるものです。

## 健康長寿延伸プログラム 健康ウォーキング教室

～健康の一步は脚から！楽しく歩いて元気に！～

町では、健康運動指導士によるウォーキング教室を開催します。最先端AIシステムで体のゆがみや歩き方を分析し、効果的なウォーキング方法等を全5回の講習で学ぶことができます。楽しく学んでしなやかな心と体がつくれるウォーキング教室にぜひご参加ください。

#### ▶日時・場所等

	日時	内容	場所
第1回	5月29日(水) 13:30～15:30	開講式、体力測定 ウォーキング講座 基礎編	総合体育館・ アタゴ記念館
第2回	6月5日(水) 13:30～15:30	歩行分析 筋力トレーニング	総合体育館・ アタゴ記念館
第3回	6月19日(水) 9:30～11:30	<b>実践編</b> 屋外ウォーキング	総合体育館・ アタゴ記念館 市街地地区
第4回	7月3日(水) 9:30～11:30	<b>実践編</b> 屋外ウォーキング	保健福祉総合 センター (ユウネス) 鉢形地区
第5回	7月17日(水) 13:30～15:30	体力測定(効果測定)、 閉講式	総合体育館・ アタゴ記念館

#### ▶定員／30人

▶持参するもの／運動しやすい服装、筆記用具、水分補給できるもの、タオル、スマートフォン(お持ちの方)

▶講師／健康運動指導士

▶費用／無料

▶申し込み／5月8日(水)～24日(金)に電子申請(24時間受付)、または電話で健康づくり課へお申し込みください。

※スマートフォンをお持ちの方は、次の二次元コードからALKOOアプリをインストールし「コパトンALKOOマイレージ」の登録をしてお参加ください。当日、会場で登録することも可能です。



◀電子申請



◀コパトン  
ALKOOマイレージ

☎健康づくり課(☎581・2121内線213・216)

## 令和6年度 町民税・県民税の定額減税について

『地方税法』等の改正により、令和6年度分の町民税・県民税について、定額による所得割額の定額減税(特別控除)が実施されます。

#### ▶定額減税額(特別控除額)

納税者本人の町民税・県民税の特別控除の額は、次の①、②の合計額になります。なお、その合計額が町民税・県民税所得割を超える場合は、町民税・県民税所得割額が限度となります。

- ①納税者本人・・・1万円
- ②控除対象配偶者と扶養親族(国外居住を除く)  
・・・1人当たり1万円

#### ▶減税の適用条件

納税者本人の令和6年度分の町民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下であること

#### ▶定額減税の実施方法

○給与所得に係る特別徴収の場合(給与からの差し引きの方)  
令和6年6月分については徴収せず、定額減税後の税額を7月分から翌年5月分までの11分割で徴収(給与差し引き)となります。

○公的年金等に係る特別徴収の場合(年金からの差し引きの方)

令和6年10月分の年金差し引きから定額減税に相当する金額を控除し、控除しきれない分については12月分以降から順次控除とします。

○普通徴収の場合(口座引き落としや納付書で納付する方)

第1期分(令和6年7月1日納期分)の税額から定額減税を行います。このとき控除しきれない分については第2期分以降から順次控除とします。

#### 【注意事項】

- ふるさと納税の控除上限額の算出は、控除前の所得割額によって算出します。
- 定額減税については、納税者本人が均等割(森林環境税)のみ課税者の場合は対象となりません。

☎税務課(☎581・2121内線154～156)

ご確認ください！

## 町税などの課税基準日

5月から令和6年度の町税の通知を、該当の方宛てに発送します。それぞれの税目について、課税基準日や発送スケジュール等をお知らせします。なお、今年度から町民税・県民税の均等割が課税される方に森林環境税(国税・1人年額1,000円)が賦課されます。

税目	課税基準日等	発送スケジュール	問い合わせ先 代表☎581・2121
町民税・県民税 (個人住民税)	令和6年1月1日現在の住所地で課税されます(※1)。	【給与特別徴収の方】 5月中旬ごろ事業所宛てに発送します。 【普通徴収の方】 6月中旬ごろ本人宛てに発送します。	税務課 住民税班 (☎内線154～156)
軽自動車税 (種別割)	令和6年4月1日現在の所有者(納税義務者)に課税されます(※2)。	5月中旬ごろ所有者宛てに発送します。	
固定資産税 都市計画税	令和6年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されます(※3)。 家屋が未登記の場合、家屋補充課税台帳に所有者として登録されている方に課税されます。	5月中旬ごろ所有者宛てに発送します。	税務課 資産税班 (☎内線159・160)
国民健康保険税	国民健康保険に加入している月数により、月割りで課税されます。	7月中旬ごろ世帯主宛てに発送します(資格の変更がある際は手続きの翌月に通知が発送されます)。	●資格に関すること 町民課 保険年金班 (☎内線113～115) ●税に関すること 税務課 住民税班 (☎内線154～156)

(※1) 1月2日以降に寄居町から転出される場合は、令和6年度の町民税・県民税(個人住民税)は1年度分を寄居町で課税するため、転出先の市区町村では課税されません。なお、令和6年度の町民税・県民税は令和5年中(令和5年1月1日～12月31日)の所得を基に算出します。

(※2) 4月2日以降に廃車や譲渡(名義変更)の手続きを行ったとしても、令和6年度の軽自動車税(種別割)は納める必要があります。軽自動車は普通自動車と異なり月割の還付はありません。

(※3) 令和5年中に売買をして所有権が移転しても、1月1日現在の登記簿上の所有者が、令和6年度の納税義務者です。